

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

当該農用地利用配分計画は、香川県農政水産部農業経営課において平成26年11月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1. 農用地利用配分計画の概要

権利の設定を受ける者		設定する権利			権利の設定を受ける土地
氏名又は 名称	住 所	権利の種 類	始期	終期	
高田正雄	観音寺市室本 町293番地2	使用貸借 による権 利	平成26年 11月28日	平成36年 9月30日	三豊市豊中町本山乙字下所西538番
					三豊市豊中町本山乙字下所西554番

2 申請年月日

平成26年10月24日